

## 「阪神甲南会」会則

制定：平成21年7月26日

改訂：平成22年2月17日

改訂：平成24年2月18日

第一条（名称）本会は「阪神甲南会」と称する。

第二条（目的）本会は甲南学園同窓会の阪神地域の集いとして、各同窓会・各地甲南会及び母校との連携を密にして、会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。

第三条（会員）本会は次の者をもって会員とする。

1. 甲南学園卒業生の兵庫県下（尼崎市、西宮市、芦屋市）に在住または勤務する者で、本会への入会意志表示があった者。なお、上記地域沿線の近隣在住者で入会意志があれば役員会に諮り入会を認める。

2. 甲南学園に在籍した者で、上記地域に在住または勤務し役員会の承認を得た者。

第四条（客員）本会は甲南学園、現旧職員及び学園に関係ある者で、本会に功労のある人を、役員会の承認を得て客員とすることができる。

第五条（役員）本会は次の役員を置く。

1. (1) 名誉会長 1名（必要に応じて）
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 3名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 副幹事長 2名
- (6) 会計幹事 1名
- (7) 事務幹事 2名
- (8) 幹事 10名内外、必要に応じて任命することができる。
- (9) 監査役 2名

2. 役員は役員会に諮り、総会において選出する。

第六条（任期）役員は任期は2年とし、再選を妨げない。

第七条（顧問）本会に顧問を置くことができる。顧問は会員の中から役員会で選考し、総会で承認を得るものとする。

第八条（行事）本会は次の行事を開催する。

1. 総会 通常事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。ただし、役員会に諮り臨時総会を開催することができる。
2. 役員会 随時会長が招集する。
3. 例会 原則として年3回開催を予定し、役員会で決定する。
4. 例会以外に分科会・研究会等を設けることができる。

第九条（会計）本会の会計は下記の通り定める。

1. 本会の経費は寄付金・運営協力金及び雑収入をもって支弁する。会費は役員会で定める。
2. 総会及び例会の初参加者には、会費以外に登録料 ¥1,000を申し受ける。
3. 事業会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日で終わる。監査役の検査を受け、総会において報告・承認を得るものとする。

第十条（会則の改正）本会則の改正は、役員会で審議し、総会出席者及び白紙委任状の合計の過半数以上の賛成を必要とする。

## 付 則

1. 本会の事務局は、発足当初の過度期的措置として、甲南大学同窓会事務局に置く。

〒658-0051 神戸市東灘区住吉本町2-29-15 平生記念会館 気付  
「阪神甲南会」事務局 TEL:0798-842-0357 FAX:0798-811-9366

2. 初年度の会計年度は、発足総会開催日より平成21年12月31日とする